

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年12月1日
-203号-

消費生活トラブル情報

注目!

一方的に商品を送り付ける手口に注意!

相談事例



同居している80歳代の母が、半年間で約50万円の海産物の送り付け被害に遭っていることがわかった。母の判断力はすでに低下しており、電話を取ることができない。販売業者からどのように勧誘を受けて購入したのかはわからない。近々また海産物が届く予定があるようだ。どうしたらよいか。



アドバイス



事前に勧誘の電話などがなく、または、勧誘を受けたとしても送付を承諾していないにもかかわらず、一方的に商品を送り付けて代金の支払いを請求する手口を「送り付け商法(ネガティブ・オプション)」と言います。この場合、売買契約は成立していないので代金を支払う義務はありません。身に覚えのない商品が届いた場合は、宅配業者に「受け取りを拒否します」と伝えて持ち帰ってもらいましょう。

参照先：東京都消費生活総合センターHP:

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/documents/1109.pdf>

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事例紹介

- 1 石油ふろがまを使用中、製品と周囲を焼損する火災が発生！
- 2 屋内式ガス瞬間湯沸器を使用中、製品から発煙し、配管カバーの一部が焦げた！
- 3 ビルトイン式電気食器洗機を使用中、製品を焼損する火災が発生した。

注意点

- 特定保守製品を購入した、または所有しても未登録の方は、所有者情報の登録を行いましょ。
 - 点検通知が届いたら点検しましょ。
 - 制度開始以前に製造・輸入された製品をお持ちの場合は、10年を目安に点検を受けましょ。
- ※特定保守製品...ビルトイン食洗機、浴室用電気乾燥機、石油給湯器、石油ふろがま、石油温風暖房器、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま

出典:nite(独立行政法人製品評価技術基盤機構)HP <http://www.nite.go.jp/data/000087471.pdf>

豆知識

平成29年12月1日 改正特定商取引法が施行されます

「特定商取引法」とは

訪問販売などの消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、消費者保護の為にルールと、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まるルールを定めた法律です。この法律には、クーリング・オフなど、消費者救済のための様々な制度が設けられており、トラブルに巻き込まれた時の、消費者の強い味方となっています。この法律は、平成20年に大幅な改正がなされましたが、その後の消費者被害の実態や高齢社会の到来などの現状を踏まえて、平成28年5月25日に改正され、同年6月3日に公布されました。改正法は、平成29年12月1日に施行されます。

改正のポイント

- 1 指定権利制度の見直し ⇒ 対象権利の拡大。「指定権利」から「**特定権利**」へ名称変更
- 2 電話勧誘販売における過量販売規制 ⇒ 次々販売も取引歴を知りながら売りつけた場合は過量販売解除が可能
- 3 ファクシミリ広告の送りつけ禁止 ⇒ 電子メールと同様に規制の対象
- 4 取消権の期間延長 ⇒ 6か月から1年に延長
- 5 悪質業者への対応 ⇒ 業務停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続することの禁止。業務停止命令の期間を最長1年から2年に伸長

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。